

選挙カー設備費も請求

看板音響 10人超、賃料に含め

名古屋市議選

4月の名古屋市議選(定数15)で、選挙カーに取りつける候補名が書かれた看板代やスピーカー代などについて、公費負担の対象外にもかかわらず、公費負担が認められるレンタカー代に含めて請求している候補が少なくとも10人以上いたことが明らかになった。候補が使用した料金を市選挙管理委員会に請求した一部の業者が、朝日新聞の取材に「設備費なども含まれている」と認め

た。詐欺容疑に当たる可能性もある。市議選では原則、候補者が選挙期間中、選挙カーを無料で使用できることが条例で定められている。名古屋市の場合、市議選と市長選の選挙カー使用に関する条例で、選挙カーのレンタル代として1台に限り1日1万5300円を上限に選挙期間の9日分(計13万7700円)を市が負担する。候補は業者と契約し、選挙には業者が請求する仕組みだ。

朝日新聞社が市選管に情報公開請求した「選挙運動用自動車の使用のレンタカー代の請求内訳書」によると、89人の候補が申請し、うち81人が上限額の13万7700円を受け取った。

しかし、内訳書によると、ほぼ半数の業者はレンタカーの専門会社ではなく、自動車の装飾などを扱う会社だった。名古屋市内の業者は、契約を結んだ10人ほどの候補について、1日1万5300円のレンタカー代として各9日間分を市選管に請求。業者は朝日新聞の取材に対し、「車はレンタカー会社から借りた後、40万円ほどかけて看板やスピーカーなどの音響装置を取りつけた。レンタカー代は1日1万円程度なので、残りは設備費などになる」と述べ、上限額に達するまで設備費などを上乗せしたことを明らかにした。公費負担が認められて

いない選挙期間前のレンタカー代を含めて請求する手口もあるとみられる。ある候補は「選挙期間前も合わせると、選挙カーにかかる全体の費用は100万円ほどになる。自己負担が多いので、上限額までなら公費請求できると思っていた」と話す。

市議が業者にどう指示したかは明らかではないが、市選管は「不正請求があれば詐欺罪に当たる可能性がある」としている。

選挙公営制度をめぐっては、04年4月の岐阜県山県市議選で、ポスター代を水増し請求し、市から公費を詐取した疑いで、市議やポスター作業者ら計14人が書類送検された。

(熊谷潤)

↑ 2007. 10. 23 朝日

名古屋市議選 燃料費

区選管、架空請求を指示

運動前の提出慣例化

4月の名古屋市議選で、港区の選挙管理委員会が立候補予定者の陣営を集めた事前説明会で、選挙カーの燃料費について、架空の請求書の提出を求めていることがわかった。名古屋市選管が24日、記者会見して明らかにした。港区選管は「事務作業の短縮のため、職員間で引き継ぎされてきた」と慣例化していたことを認め、県選管から委嘱された4月の県議選や、前年03年の市議選、県議選でも各陣営に求めたという。(旗谷潤)

「上限書けと聞いた」

名古屋市は条例で、市「た契約書を結んで告示日議選の候補が選挙運動で使った燃料費を8万6150円まで公費で負担している。各候補は燃料費について、選挙前に業者とまず、1区当たりの単価や見積総額などを定め、選挙前に業者の請求が発覚し、2人の市議選をめぐっては、市議選をめぐっては、選挙カーの燃料費の過剰請求が発覚し、2人の市議が、地元の港区の選管の指示を受けたと証言。これを受け、市選管が調査した。

選管が3月に開いた事前説明会で、各陣営に対し、燃料費の契約書に加え、選挙後に提出する請求書についても告示日までに一緒に提出するよう指導した。小川書記長は「書類を早く出してもらうことで事務処理作業を短縮したかった」と話した。市は、関係職員の処分を検討している。

上限額を過剰請求したことを認めている港区選出の市議2人は「選管から上限額を書くように言われた」と証言している。これに対し、小川書記長は「上限額の説明はしたが、金額欄に記入するようにとは言っていない」と否定した。ただ、「請求書も事前に持参するように伝えたことで陣営に誤解を与えた可能性はある」と述べた。

燃料費の公費負担を名古屋市が条例化したのは93年だが、03年より前の選挙で架空請求書の提出を求めたかどうかについて港区選管は「資料が残っていないのでわからない」としている。

市選管は、ほかの15区の選管が請求書の事前提出を求めたことはなかったとしている。

2007. 10. 25 朝日

↓ 200. 7. 10. 25 毎日

港区選管

事前請求通り支給

名古屋市議選挙カー燃料費

チェックなし 全員に満額

名古屋市の港区選挙管理委員会は24日、今年4月の名古屋市議選の立候補予定者に対し、使用状況に応じて支給すべき選挙カーの燃料費を、事前に提出させた「請求書」に基づき支給していたことを明らかにした。しかし、事前に燃料費が幾らかかるかは分からず、選管から説明を受けた7人全員が上限額かそれに近い額を請求。選管は実際の使用状況のチェックもせず、請求通り支給していた。

市では条例により、届け出のあった選挙カーの燃料費について、公示期間9日分(計6万6150円)を負担する。

候補者は車の使用証明書を、燃料を販売した業者は請求書を、それぞれ当該選管に提出する仕組みになっている。

市選管は、選挙カーの公費負担関係書類のうち、業者と立候補予定者との契約書など3種類については告示日に提出

し、業者からの請求書と車の使用証明書は選挙後に提出するよう16ある区選管に指導。港区選管だけが「事務処理短縮」を理由に、すべての書類を

告示日に一括して提出させていた。しかし、立候補予定者にとっては経費計算ができない。このため、と

し、業者からの請求書と車の使用証明書は選挙後に提出するよう16ある区選管に指導。港区選管だけが「事務処理短縮」を理由に、すべての書類を

告示日に一括して提出させていた。しかし、立候補予定者にとっては経費計算ができない。このため、と

りあえず限度額の6万6150円を請求すればいいと判断し、7人のうち2人が限度額いっぱい請求。残る5人も限度ぎりぎりの額を請求し、いずれも満額を受けた。公費支出された燃料費は総額46万1535円。

港区では、燃料費関係書類の告示日提出は慣例化しており、今年の県議選(港区選挙区)と03年の前回市議選・県議選でも同様の処理をしていた。

港区選管によると、03年市議選では立候補者6人中3人が限度額を受け取っていた。

返還の意向を示した4人のうち、社民党の富田勝三市議(名古屋区)は「選挙カー以外の随行車両も含めて請求していた」と説明した。選挙カーだけにかかった燃料費が特定できなければ全額返還するという。

毎日新聞の取材に対し、このうち4人が返還の意向を示している。燃料費の請求には、領収書の添付義務はない。

上限使わず請求10人 候補98人中

4月の名古屋市議選での燃料費について、立候補者98人のうち10人が上限額いっぱいまで使用し

ず、限度額の6万6150円を市選管に請求していたことが24日、分かった。

【影山哲也】

【影山哲也】

自民公認で立候補し落選した稲本和仁前市議(中川区)は「実際にかかったのは3分の2程度。限度額で請求すればいいと思っていた」とし、全額返還する意向を示した。